

「いわての学び希望基金」対象事業等の拡大について

1 「いわての学び希望基金」活用状況（令和7年3月31日現在）

(1) 寄附金の受付状況

[件数] 28,950件

[総額] 約108億3,417万円

アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、スイス、スペイン、セネガル、ドイツ、フランスなど世界各国からもご支援を頂いています。

(2) 本県の津波震災孤児・遺児の状況

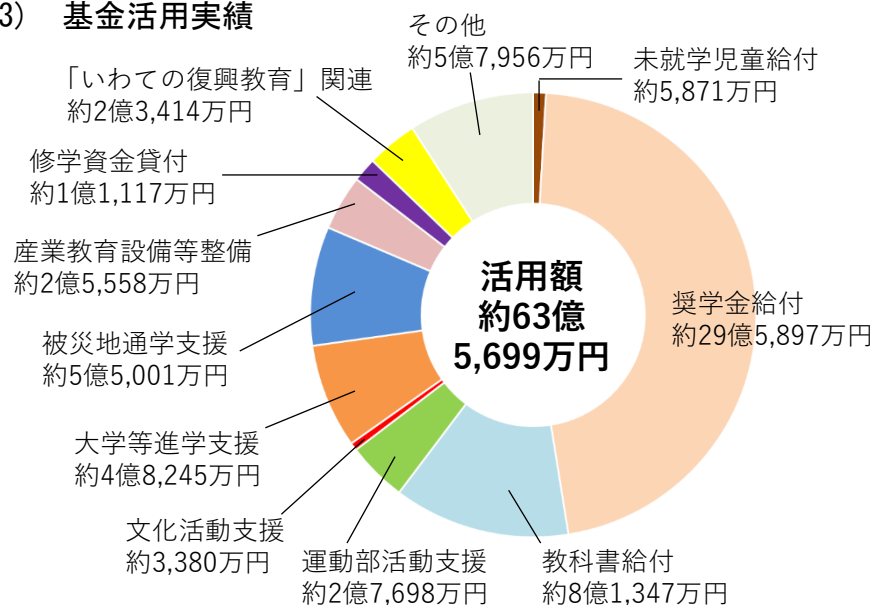
(発災当時18歳未満の方)

[孤児(両親を失った子ども)] 94人

[遺児(父または母を失った子ども)] 490人

孤児・遺児を対象とした奨学金について、平成30年4月からは、月額給付額を増額したほか、大学院生に対象を拡大して給付しています。

(3) 基金活用実績



(4) 代表的な支援の内容

■ 社会に巣立つまでの学費等の支援

東日本大震災津波により被災し、親を失った児童・生徒等に対し、奨学金等を給付し、「暮らし」と「学び」の支援を行っています

■ 教科書購入費等給付事業

東日本大震災津波で被災した高校生に対し、入学一時金、教科用図書、修学旅行費を支援しています。

■ 被災地生徒運動部活動支援事業

運動部活動において、東日本大震災津波で被災した中学生、高校生がこれまでと変わらず県内外の大会に参加するために必要な交通費等を支援しています。

■ 被災地生徒文化活動支援事業

文化活動において、東日本大震災津波で被災した中学生、高校生がこれまでと変わらず県内外の大会やセミナーに参加するために必要な交通費等を支援しています。

■ 大学等進学支援一時金給付事業

東日本大震災津波で被災した孤児・遺児以外の高校生等に対して一時金を給付し、進学等に伴う準備費用を支援しています。

■ 被災地通学支援事業費補助

東日本大震災津波で被災した生徒等の通学を支援するため、通学定期券の購入を助成しています。

■ 被災地県立学校産業教育設備等整備費

被災地域の高等学校の実習用設備及び部活動設備を整備しました。
(平成28年度～令和2年度)

■ 修学資金貸付等（医師・看護師・保育士）

東日本大震災津波で被災した学生等が、医師、看護師及び保育士になろうとする場合に、修学資金を貸し付け、修学を支援しています。

■ 学校の入学料等の減免

東日本大震災津波で被災した生徒等を対象に、県立学校（高校、岩手県立大学、看護師養成所等）及び私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高校等）の入学選考料や入学料、授業料などを免除しています。

■ いわての復興教育推進事業

沿岸地域の小・中学校、義務教育学校及び県立学校から「いわての復興教育スクール」推進校を指定し、児童生徒による実践発表会などを行っています。また、副読本を活用した学習、「絵本」の製作などにより、震災の教訓を次の世代に語り継いでいきます。

2 対象事業等の拡大の趣旨

- 震災の影響を受けた子どもたちの修学支援・教育の充実等のため、平成23年度に「いわて学びの希望基金」（以下「基金」という。）を設置し、これまで、国内外から多大なる御寄附をいただいているところである。
- 震災から14年が経過した現在、被災した子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、こうした変化に柔軟に対応できるよう、新たな支援への基金充当の可能性を検討することとしたものである。

いわての学び希望基金条例（平成23年岩手県条例第55号） 抜粋
（設置）

第1条 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた幼児、児童、生徒、学生等の修学の支援、教育の充実等のための事業に要する経費の財源に充てるため、いわての学び希望基金（以下「基金」という。）を設置する。

3 検討の経過

(1) 寄附者への意見聴取（令和6年7月～9月）

多額の御寄附を頂いた方や、一定回数以上継続して御寄附を頂いている方を対象として、次の2つの観点から、訪問または書面による意見聴取を実施した。

- ア 沿岸部の児童生徒を対象とした事業の拡大 …… 新たに基金充当の対象としてもよい事業の有無
- イ 内陸部の児童生徒への対象の拡大等 …… 新たに内陸部の児童生徒を対象とすることの可否
内陸部の児童生徒を対象としてよい事業の有無

(2) 関係部局との調整（令和6年12月～令和7年3月）

寄附者への意見聴取の結果を踏まえた拡大の方向性について、関係部局と複数回調整を行った。

4 寄附者への意見聴取結果

(1) 沿岸部の児童生徒を対象とした事業の拡大について

- こころのケアなどの子どもたちへの直接的な支援に対して基金を充当してもよいという意見が多かった。

(2) 内陸部の児童生徒への対象の拡大等について

- 内陸部の児童生徒を対象とすることについては、概ね賛同を得られた。
- 内陸部の児童生徒を対象とする事業については、震災伝承・通学費補助・こころのケアに対しては基金を充当してもよいという意見が多かった。

(3) その他意見（自由記載から類似意見が多かったものを抜粋）

- 県の一般財源で負担すべき費用には、本基金を用いないようにしてほしい。
- 子どもたちが成長し、前進できる支援に活用してほしい。

5 検討結果

- (1) 寄附者への意見聴取において、概ね半数以上の賛同を得られた事業について、新たに基金充当対象事業とする。
- (2) ただし、一般財源の振替に該当するような事業については、基金充当対象外とする。
- (3) 事業別一覧

ア 現行において基金を充当している事業

沿岸部の子どもたちを対象とした次の事業には今後も基金を継続して充当

- ・ 修学支援事業（遺児・孤児等への給付金、修学資金貸付、部活動参加費補助 等）
- ・ 学校教育充実（ソフト）に資する事業（専門教科実技講習、進学講座、特別支援学校就労支援 等）

イ その他の事業

	震災伝承・発信	通学費補助	こころのケア	教育設備充実	教育環境充実
沿岸部 児童生徒等	今後も継続して 充当	今後も継続して 充当	新たに基金を充当 被災による影響を受けた子どもたちのこころのケアに資する取組 【例】震災に起因した多様な相談への対応 等	新たに基金を充当 沿岸部の地域特性を生かした教育を推進するための設備整備 【例】水産系学科における新たな技術・知識の習得に必要な設備 等	新たに基金を充当 地理的条件等による内陸部との学習・体験機会の差を縮小させるための取組 【例】産業教育に係る外部講師や有識者の招聘、県内外との交流・発表機会の創出 等
内陸部 児童生徒等	新たに基金を充当 震災の事実と教訓を伝承し、担い手を育成するための取組 【例】復興教育を通じた伝承の担い手の育成、沿岸部を訪問しての震災学習 等	充当対象外 寄附者から一定の賛同があったものの、既に国等の一般施策により措置（低所得世帯等への通学費補助）されていることから、一般財源の振替に該当するため、充当対象外とするもの。	充当対象外 寄附者から一定の賛同があったものの、既に国等の一般施策により措置（専門機関による相談窓口の設置等）されていることから、一般財源の振替に該当するため、充当対象外とするもの。	充当対象外 寄附者の賛同が少なかったため、充当対象外とするもの。	充当対象外 寄附者の賛同が少なかったため、充当対象外とするもの。

（設置）

第 1 条 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた幼児、児童、生徒、学生等の修学の支援、教育の充実等のための事業に要する経費の財源に充てるため、いわての学び希望基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（補則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。